

## カナダ・オンタリオ州、再エネ製品のローカルコンテンツ要求を撤廃へ； WTO 判決受け<sup>1</sup>

新エネルギー・国際協力支援ユニット  
新エネルギーグループ

カナダ・オンタリオ州は先月末、日本と EU の申立てにもとづき世界貿易機関（WTO）で審理されていた州の再生可能エネルギー固定価格買取（FIT）制度における州産品優遇措置、いわゆる「ローカルコンテンツ要求」（Local Content Requirement: LCR）を撤廃する方針を明らかにした。

オンタリオ州は2009年に風力・太陽光発電へのFITを導入したが、適用条件として、州内で一定割合以上の付加価値（原材料調達や組立て等）を与えられた発電設備を使用することを義務付けた<sup>2</sup>。これに対して、日本と EU は、同州が太陽光発電などで地元企業を優遇しているのはWTOのGATT（関税及び貿易に関する一般協定）第3条（内国民待遇義務）等に違反するものであるとして、WTOに提訴した<sup>3</sup>。太陽光パネル等の製品を生産する日本企業など国外企業は、オンタリオ州向けの輸出において不利な扱いを受けたというのが、訴えの主旨である。

提訴を受け、WTOは今年5月6日に上級委員会の報告書を公表。日本とEUの主張を概ね認める判断を示し、カナダに措置の是正を求めた。WTOは昨年12月、「一審」にあたる紛争処理小委員会（パネル）が日本・EU側の主張を支持する判断を示していたが、カナダ側は上訴し、日本・EUも上訴していた。今回の上級委員会の判断でカナダ側の敗訴が確定したことになる。本件は、再生可能エネルギー分野における地元産品優遇措置がWTO協定違反と判断された初のケースとなった。

LCRは自国や地域の産業を保護・育成するための手段として多くの国・地域が導入しているが、当該市場に進出する海外の企業との間で摩擦を生じさせる要因の一つになっている。

最近の事例として、米国政府は今年2月、インドがシリコン太陽電池にLCRを設定していることを不当として、WTOに協議を要請した。インドはこれに真っ向から反論。対抗措置として4月半ば、米国政府が自国の企業に国内の労働力と製品を用いるよう促すインセ

<sup>1</sup> 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外省エネ等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

<sup>2</sup> 州産品の使用割合は、太陽光発電装置については60%以上、風力発電装置については50%以上。

<sup>3</sup> 日本は2010年9月に、EUは2011年8月にそれぞれWTO提訴した。

ンタイプを提供していることについて、米国側に説明を求めた。さらにインド政府は今年 5 月、制度の抜け道を塞ぐ措置として、LCR の適用対象を拡大すると発表した。次期ソーラーオークションの実施前に規則を改正し、これまで適用を免れていた CdTe<sup>4</sup>や CIGS<sup>5</sup>などの薄膜系太陽電池にも LCR を適用するとしている<sup>6</sup>。米国の CIGS 大手 First Solar 社などが主要なターゲットとなる。

また、ブラジルは昨年 12 月、国内で製造を行なう風力タービンメーカーに対して、従来基準の 60%を上回る現地調達率を義務付けた。この新規則によって、インドの風力タービン最大手スズロン (Suzlon) 社がブラジル国営開発銀行 (BNDES) からの融資を一時差し止められるという事態も発生した。

WTO の紛争処理パネルが扱ったケースの時系列データを見ると、近年、再生可能エネルギー関連の案件が占める割合は大きくなっている<sup>7</sup>。LCR をめぐる国家間の衝突は、反ダンピング関税などめぐって紛糾する再エネ部門の貿易環境を一層複雑にしている。今回、オンタリオ州が WTO の勧告を受け入れる方針を示したことが他国の LCR 政策にどう影響するのか注目したい。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

---

<sup>4</sup> カドミウムテルル薄膜太陽電池

<sup>5</sup> 銅 (Copper)、インジウム (Indium)、ガリウム (Gallium)、セレン (Selenium)

<sup>6</sup> 入札対象となる 750MW 相当のソーラープロジェクトのうち 300MW について、国内で製造されたソーラーセルとパネルを用いるよう義務付けるとともに、輸入薄膜 PV 設備の使用を禁止する。

<sup>7</sup> 2010 年以降の WTO 紛争処理発生件数は計 57 件程度で、そのうち再エネ関連は 7 件。  
[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/dispu\\_status\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm) を参照。